



## 計画の期間・進行管理

「子ども・子育て支援法」では、市町村は5年を1期とした事業計画を定めるものとされていることから、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。

また、この計画に基づく施策を推進するため、庁内関係部署を中心として具体的な施策の進行状況について把握するとともに、「寝屋川市子ども・子育て会議」において、毎年度、施策の実施状況について、点検・評価し、これを公表します。

【 計画期間 】

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
施策の実施状況を点検・評価				
子ども・子育て 会議	子ども・子育て 会議	子ども・子育て 会議	子ども・子育て 会議	子ども・子育て 会議

## 概要版

# 寝屋川市

# 子ども・子育て支援事業計画



## 計画策定の趣旨

平成24年8月に、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保及び地域の子ども・子育て支援の充実等を目指すため、「子ども・子育て関連3法」が成立しました。

寝屋川市では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという考え方を基本に、子ども及び子どもを養育している人を対象として、妊娠・出産期から子どもが学童期に至るまで、必要な支援を途切れなく実施することにより、ひとりひとりの子どもが健やかに成長することができる環境の整備を目的として、計画を策定しました。

## 計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、家庭、幼稚園、保育所、学校、事業者、行政機関等が相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

計画の策定にあたっては、「寝屋川市総合計画」を踏まえるほか、「寝屋川市地域福祉計画」等との整合を図っています。

また、この計画は「寝屋川市次世代育成支援行動計画（子どもプラン）」、「寝屋川市母子保健計画」、「寝屋川市母子家庭等自立促進計画」の内容を含みます。

### 寝屋川市子ども・子育て支援事業計画 概要版

平成27年3月

発行：寝屋川市 保健福祉部 こども室  
〒572-8533  
大阪府寝屋川市池田西町28番22号  
TEL：072-838-0134（直通）  
FAX：072-839-6767  
E-mail：kodomo@city.neyagawa.osaka.jp

※作成コスト：1冊あたり35.64円（1,000部作成）

## 基本理念、基本的な視点

本市の子ども・子育て支援施策の推進にあたり、目指すべき基本理念、4つの基本的な視点を次のとおりとし、子ども・子育て支援の取組を行っていきます。



## 基本方針と具体的な施策

### 基本方針1 妊娠期からの子育てを支える

安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠期から継続して母親と子どもの健康を確保するとともに、出産や育児に対する不安を和らげ、喜びをもって子どもの誕生を迎えるよう保護者を支援します。

また、子どもの誕生を契機として、男女がともに子育てに向き合い、仕事と子育ての両立が実現できるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進します。

- 具体的な施策の方向**
- ①安心して子どもを産むことができる環境づくり
    - ・母子保健の推進
    - ・子育てに関する情報提供の充実  
(新規) 子育て情報配信サービス
  - ②ワーク・ライフ・バランスの推進

### 基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える

子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように、すべての子どもに、ひとりひとりの特性に合った教育・保育を成長に合わせて継続的に提供し、子ども自身の力を培い、伸ばし、支えていく環境づくりを推進します。

- 具体的な施策の方向**
- ①子どもの育ちの場の充実
    - ・就学前児童の教育・保育の充実  
(拡充) 保育（保育所、認定こども園等）  
(新規) 地域型保育事業
    - ・多様な保育の提供
  - ②就学後の子どもの健全育成
    - ・放課後の居場所づくりの推進  
(拡充) 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）
    - ・幼・保・小の連携強化
  - ③障害児支援の充実

### 基本方針3 地域で子育てを支える

すべての保護者が、喜びや生きがいを実感しながら子育てができるよう、身近な地域において、保護者の不安や悩みに寄り添った子育て支援を充実します。また、地域の多様な人材と連携し、地域の中で子どもや子育て家庭を支える取組を推進します。

- 具体的な施策の方向**
- ①子育て支援の場の充実とネットワークづくり  
(新規) マイ保育所事業
  - ②保護者に寄り添う支援の実施
  - ③地域全体で取り組む子育て支援

### 基本方針4 支援が必要な家庭を支える

家庭環境等において配慮が必要な子どもや保護者を把握し、継続的な支援を実施することにより、社会的支援が必要な家庭を支え、だれもが安心して子育てができる環境づくりを推進します。

- 具体的な施策の方向**
- ①児童虐待の防止
  - ②ひとり親家庭の自立支援の推進

## 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

ニーズ調査に基づき、各コミセンエリア（事業によっては市域全体）における今後5年間のニーズ量の見込み及び確保方策を設定します。

### 算出項目

#### 1 教育・保育（幼稚園、保育所、認定こども園等）

#### 2 地域子ども・子育て支援事業

（利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、妊婦健康診査）

### ◎量の見込みに基づき、拡充を予定している事業

#### 1 保育所、認定こども園（保育所部分）等

		(参考) 平成26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	2号認定 (3~5歳児) (4月1日現在在籍者数) 2,388	2,337	2,393	2,393	2,363	2,329	
	3号認定 (0歳児)	241	327	325	320	319	315
	3号認定 (1・2歳児)	1,471	1,578	1,547	1,536	1,527	1,515
	合計	4,100	4,242	4,265	4,249	4,209	4,159
確保方策（提供量）	2号認定 (3~5歳児) —	2,418( 81)	2,434( 41)	2,451( 58)	2,451( 88)	2,451( 122)	
	3号認定 (0歳児)	—	348( 21)	348( 23)	348( 28)	348( 29)	348( 33)
	3号認定 (1・2歳児)	—	1,499(△79)	1,523(△24)	1,536( 0)	1,536( 9)	1,536( 21)
	合計	(定員数) 4,075	4,265( 23)	4,305( 40)	4,335( 86)	4,335( 126)	4,335( 176)

※( )内は、確保方策と量の見込みとの差

※認定とは、市が、教育・保育施設を利用する子どもについて、家庭の状況により、保育の必要性を認定するものです。  
保育の必要がある子どものうち、3~5歳は2号認定、0~2歳は3号認定となります。

#### 2 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）

		(参考) 平成26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	(5月1日現在入会児童数) 1,664	2,244	2,207	2,198	2,198	2,229	
確保方策（提供量）	(定員数) 1,695	2,027(△217)	2,405(198)	2,405(207)	2,405(207)	2,460(231)	
実施箇所数	39 区画	41 区画	55 区画	55 区画	55 区画	59 区画	

※( )内は、確保方策と量の見込みとの差

※区画とは、遊び、生活を行うための部屋等を指します。